

(別紙1)
 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部を改正する省令案 新旧対照条文

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和四十八年二月総理府令第六号)(抄)

改正案 現行

<p>第一条 (水底土砂に係る判定基準)</p> <p>2 令第五条第二項第四号の環境省令で定める基準は、別表第一号から第三号まで、第九号、第一三三号、第一四四号、第一九号から第三一三号及び第三三三号までの上欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各号下欄に掲げるとおりとし、ダイオキシン類(ダイオキシン類特別措置法(平成十一年法律第五五号)第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。)にあつては検液一リットルにつきダイオキシン類一〇ピコグラム以下とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第一条の二 令第五条第一項第十号の括弧内の環境省令で定める基準及び当該環境省令で定める基準以外の同号の環境省令で定める基準は、試験一グラムにつきダイオキシン類三ナノグラム以下とする。</p> <p>(汚泥等に係る判定基準)</p> <p>第二条 令第五条第一項第一号の括弧内の環境省令で定める基準、当該環境省令で定める基準以外の同号の環境省令で定める基準及び同条第三項の表第一号下欄口の環境省令で定める基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「廃掃法処理令」という。)第二条の四第八号及び第十一号に掲げる廃棄物又は廃棄物処理令第六条の五第一項第三号ツに規定する汚泥若しくは当該汚泥を処分するたに処理したもののうち廃棄物処理令別表第五の二十五の項の下欄に掲げる物質を含むものにあつては試験一グラムにつきダイオキシン類三ナノグラム以下とし、廃棄物処理令第六条第一項第三号ハ(5)若しくは第六条の五第一項第三号イ(5)に規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものであつては別表第一第八号上欄に掲げる物質について同号下欄に掲げるとおりとし、廃棄物処理令第六条第一項第三号レ若しくは第六条</p>	<p>第一条 (水底土砂に係る判定基準)</p> <p>2 令第五条第二項第四号の環境省令で定める基準は、別表第一号から第三号まで、第九号、第一三三号、第一四四号及び第一九号から第三一三号までの上欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各号下欄に掲げるとおりとし、ダイオキシン類(ダイオキシン類特別措置法(平成十一年法律第五五号)第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。)にあつては検液一リットルにつきダイオキシン類一〇ピコグラム以下とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第一条の二 令第五条第一項第八号の括弧内の環境省令で定める基準及び当該環境省令で定める基準以外の同号の環境省令で定める基準は、試験一グラムにつきダイオキシン類三ナノグラム以下とする。</p> <p>(汚泥等に係る判定基準)</p> <p>第二条 令第五条第一項第九号の括弧内の環境省令で定める基準、当該環境省令で定める基準以外の同号の環境省令で定める基準及び同条第三項の表第一号下欄口の環境省令で定める基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「廃掃法処理令」という。)第二条の四第八号及び第十一号に掲げる廃棄物又は廃棄物処理令第六条の五第一項第三号ツに規定する汚泥若しくは当該汚泥を処分するたに処理したもののうち廃棄物処理令別表第五の二十五の項の下欄に掲げる物質を含むものにあつては試験一グラムにつきダイオキシン類三ナノグラム以下とし、廃棄物処理令第六条第一項第三号ハ(5)若しくは第六条の五第一項第三号イ(5)に規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものであつては別表第一第八号上欄に掲げる物質について同号下欄に掲げるとおりとし、廃棄物処理令第六条第一項第三号レ若しくは第六条の</p>
--	---

の五第一項第三号ツに規定する汚泥又は当該汚泥を処分するため
に処理したものに於ては別表第一一三号、第一四号、第二
二〇号から第三一号及び第三三三号までの上欄に掲げる物質ご
とにそれぞれ当該下欄に掲げる通りとする。

(廃酸又は廃アルカリに係る判定基準)

第三条 令第五条第一項第十七号の括弧内の環境省令で定める基
準及び当該環境省令で定める基準以外の同号の環境省令で定める
基準は、船舶に積み込む際における別表第二の各号上欄に掲げ
る廃酸又は廃アルカリに含まれる当該各号中欄に掲げる物質毎
にそれぞれ当該各号下欄に掲げるとおりとする。

2 前項に規定する基準は、廃酸又は廃アルカリを排出しようと
する埋立場所等に設けられている余水吐きから海水が流出する
海洋において適用される水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第
百三十八号)第三条第三項の規定に基づき定められた別表第二
第一号から第二三号及び二十五号の中欄に掲げる物質に係る許
容限度を定める排水基準又はダイオキシン類対策特別措置法第
八条第三項の規定に基づき定められた別表第二二四号中欄に
掲げる物質に係る許容限度を定める水質排出基準があるときは
、当該基準に係る物質については、前項の規定にかかわらず、
当該基準に係る許容限度(当該埋立場所等に設けられている余
水吐きから海水が流出する海洋において適用される当該基準が
二以上定められている場合にあつては、そのうち最も厳しい基
準に係る許容限度)とする。

第四条 (略)

別表第一(第一条、第二条関係)

一〇三三	(略)
一一三三	検液—リットルにつき—・四
一二三三	下 ジオキサン〇・五ミリグラム以

別表第二

一〇三三	(略)
一一三三	試料—リットルにつき—・四
一二三三	下 ジオキサン〇・五ミリグラム以

二四 廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、廃棄物処理令別表第五の二四の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。)

五第一項第三号ツに規定する汚泥又は当該汚泥を処分するため
に処理したものに於ては別表第一一三号、第一四号及び第
二〇号から第三一号までの上欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当
該下欄に掲げる通りとする。

(廃酸又は廃アルカリに係る判定基準)

第三条 令第五条第一項第十五号の括弧内の環境省令で定める基
準及び当該環境省令で定める基準以外の同号の環境省令で定める
基準は、船舶に積み込む際における別表第二の各号上欄に掲げ
る廃酸又は廃アルカリに含まれる当該各号中欄に掲げる物質毎
にそれぞれ当該各号下欄に掲げるとおりとする。

2 前項に規定する基準は、廃酸又は廃アルカリを排出しようと
する埋立場所等に設けられている余水吐きから海水が流出する
海洋において適用される水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第
百三十八号)第三条第三項の規定に基づき定められた別表第二
第一号から第二三号までの中欄に掲げる物質に係る許容限度を
定める排水基準又はダイオキシン類対策特別措置法第八条第三
項の規定に基づき定められた別表第二二四号中欄に掲げる物
質に係る許容限度を定める水質排出基準があるときは、当該基
準に係る物質については、前項の規定にかかわらず、当該基準
に係る許容限度(当該埋立場所等に設けられている余水吐きか
ら海水が流出する海洋において適用される当該基準が二以上定
められている場合にあつては、そのうち最も厳しい基準に係る
許容限度)とする。

第四条 (略)

別表第一(第一条、第二条関係)

一〇三三	(略)
一一三三	(略)

別表第二

一〇三三	(略)
一一三三	(略)

1
二五
(略)
(略)

二四
(略)
(略)